



福島医発第0117号(地)

平成26年 4月11日

各医師会長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

予防接種法施行令及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に
関する特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について

標記の件につきまして、別紙の通り、厚生労働省健康局長より各都道府県知
事宛通知がなされた旨、日本医師会より通知がありました。

本件は、予防接種法施行令及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害
の救済に関する特別措置法施行令に規定する医療手当等の給付額について、別
紙の通り物価変動等にあわせて改正するものであり、平成26年3月31日公
布、同年4月1日施行となっております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会会員
に対する周知方ご高配のほどよろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

予防接種担当理事 松行眞門
会長 蒲池 壽

(地Ⅲ3)

平成26年4月1日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

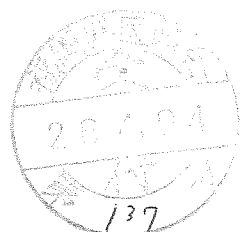
小 森 貴

予防接種法施行令の一部を改正する政令及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について

標記の件につきまして、今般、厚生労働省健康局長より各都道府県知事宛別添の通知がなされました。

本件は、予防接種法施行令及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令に規定する医療手当等の給付の額について、物価変動等に合わせ改正するものであり、平成26年3月31日に公布、4月1日からの施行となっております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等への周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。



各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

予防接種法施行令の一部を改正する政令及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について（施行通知）

予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 114 号）及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 117 号）については、平成 26 年 3 月 31 日に公布され、平成 26 年 4 月 1 日から施行されることとなったところである。

その改正の内容は下記のとおりであるので、十分了知の上、貴管内市区町村に対する周知方お願いする。

記

1 予防接種法施行令第 11 条から第 13 条まで、第 17 条、第 18 条、第 21 条、第 24 条及び第 26 条に規定する給付の額

（1）A 類疾病に係る定期の予防接種及び臨時の予防接種（予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 6 条第 3 項に規定する臨時の予防接種（以下「第三項臨時予防接種」という。）を除く。）

	改正前の額	改正後の額
ア 医療手当		
月 8 日未満の入院又は月 3 日未満の通院		
	33, 300 円	33, 200 円
月 8 日以上入院又は月 3 日以上通院 及び同一月の入通院		
	35, 300 円	35, 200 円
イ 障害児養育年金		
1 級（年額）	1, 509, 600 円	1, 503, 600 円
2 級（年額）	1, 207, 200 円	1, 203, 600 円

ウ	障害年金		
	1 級 (年額)	4, 825, 200 円	4, 810, 800 円
	2 級 (年額)	3, 860, 400 円	3, 849, 600 円
	3 級 (年額)	2, 896, 800 円	2, 886, 000 円
エ	死亡一時金	42, 200, 000 円	42, 100, 000 円
オ	葬祭料	201, 000 円	206, 000 円

(2) B類疾病に係る定期の予防接種

	改正前の額	改正後の額
ア 医療手当		
月 8 日未満の入院又は月 3 日未満の通院		
	33, 300 円	33, 200 円
月 8 日以上入院又は月 3 日以上通院 及び同一月の入通院		
	35, 300 円	35, 200 円
イ 障害年金		
1 級 (年額)	2, 680, 800 円	2, 672, 400 円
2 級 (年額)	2, 144, 400 円	2, 138, 400 円
ウ 遺族年金	2, 344, 800 円	2, 337, 600 円
エ 遺族一時金	7, 034, 400 円	7, 012, 800 円
オ 葬祭料	201, 000 円	206, 000 円

(3) 第三項臨時予防接種

	改正前の額	改正後の額
ア 医療手当		
月 8 日未満の入院又は月 3 日未満の通院	33, 300 円	33, 200 円
月 8 日以上入院又は月 3 日以上通院 及び同一月の入通院	35, 300 円	35, 200 円
イ 障害児養育年金		
1 級（年額）	1, 174, 800 円	1, 168, 800 円
2 級（年額）	939, 600 円	936, 000 円
ウ 障害年金		
1 級（年額）	3, 753, 600 円	3, 741, 600 円
2 級（年額）	3, 002, 400 円	2, 994, 000 円
3 級（年額）	2, 252, 400 円	2, 244, 000 円
エ 死亡一時金		
生計維持者である場合	32, 800, 000 円	32, 700, 000 円
オ 葬祭料	201, 000 円	206, 000 円

2 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令第3条から第5条まで、第8条、第10条及び第12条に規定する給付の額

	改正前の額	改正後の額
ア 医療手当		
月8日未満の入院又は月3日未満の通院		
33,300 円		33,200 円
月8日以上入院又は月3日以上通院及び同一月の入通院		
35,300 円		35,200 円
イ 障害児養育年金		
1 級（年額）	1,174,800 円	1,168,800 円
2 級（年額）	939,600 円	936,000 円
ウ 障害年金		
1 級（年額）	3,753,600 円	3,741,600 円
2 級（年額）	3,002,400 円	2,994,000 円
エ 遺族年金		
生計維持者である場合	3,280,000 円	3,270,000 円
オ 遺族一時金		
生計維持者である場合	32,800,000 円	32,700,000 円
カ 葬祭料	201,000 円	206,000 円

3 本改正による給付の額の変更は、平成 26 年 4 月 1 日から施行されるものであること。

4 平成 26 年 3 月以前の月分の各種健康被害の救済給付並びに同月 31 日以前の死亡に係る死亡一時金、葬祭料及び遺族一時金の額については、なお従前の例による。

予防接種法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○ 予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）（抄）

○ 予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令（昭和五十二年政令第十七号）（抄）

予防接種法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（A類疾病に係る定期の予防接種等に係る医療手当） 第十一条 法第十六条第一項第一号の規定による医療手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。 一 その月において前条第一項第一号から第四号までに規定する医療（同項第五号に規定する医療に伴うものを除く。以下同じ。）を受けた日数が三日以上の場合 <u>三万五千二百円</u> 二 その月において前号に規定する医療を受けた日数が三日未満の場合 <u>三万三千二百円</u> 三 その月において前条第一項第五号に規定する医療を受けた日数が八日以上の場合 <u>三万五千二百円</u> 四 その月において前号に規定する医療を受けた日数が八日未満の場合 <u>三万三千二百円</u> 2 同一の月において前条第一項第一号から第四号までに規定する医療と同項第五号に規定する医療とを受けた場合にあっては、その月分の医療手当の額は、前項の規定にかかわらず、<u>三万五千二百円</u>とする。 （A類疾病に係る定期の予防接種等に係る障害児養育年金）	（A類疾病に係る定期の予防接種等に係る医療手当） 第十一条 法第十六条第一項第一号の規定による医療手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。 一 その月において前条第一項第一号から第四号までに規定する医療（同項第五号に規定する医療に伴うものを除く。以下同じ。）を受けた日数が三日以上の場合 <u>三万五千三百円</u> 二 その月において前号に規定する医療を受けた日数が三日未満の場合 <u>三万三千三百円</u> 三 その月において前条第一項第五号に規定する医療を受けた日数が八日以上の場合 <u>三万五千三百円</u> 四 その月において前号に規定する医療を受けた日数が八日未満の場合 <u>三万三千三百円</u> 2 同一の月において前条第一項第一号から第四号までに規定する医療と同項第五号に規定する医療とを受けた場合にあっては、その月分の医療手当の額は、前項の規定にかかわらず、<u>三万五千三百円</u>とする。 （A類疾病に係る定期の予防接種等に係る障害児養育年金）

第十二条 (略)

2 法第十六条第一項第二号の規定による障害児養育年金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 法第二条第五項に規定する臨時の予防接種（法第六条第三項に係るものに限る。以下「第三項臨時予防接種」という。）を受けたことにより障害の状態にある者を養育する者に支給する場合 次のイ又はロに掲げる区分に従い、それぞれイ又はロに定める額

イ 別表第一に定める一級の障害の状態にある十八歳未満の者（以下この条において「一級障害児」という。）を養育する者に支給する場合 百十六万八千八百円

ロ 別表第一に定める二級の障害の状態にある十八歳未満の者（以下この条において「二級障害児」という。）を養育する者に支給する場合 九十三万六千円

二 前号に掲げる場合以外の場合 次のイ又はロに掲げる区分に従い、それぞれイ又はロに定める額

イ 一級障害児を養育する者に支給する場合 百五十万三千六百円

ロ 二級障害児を養育する者に支給する場合 百二十万三千六百円

3 5 (略)

(A類疾病に係る定期の予防接種等に係る障害年金)

第十三条 (略)

2 法第十六条第一項第三号の規定による障害年金の額は、次の各

第十二条 (略)

2 法第十六条第一項第二号の規定による障害児養育年金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 法第二条第五項に規定する臨時の予防接種（法第六条第三項に係るものに限る。以下「第三項臨時予防接種」という。）を受けたことにより障害の状態にある者を養育する者に支給する場合 次のイ又はロに掲げる区分に従い、それぞれイ又はロに定める額

イ 別表第一に定める一級の障害の状態にある十八歳未満の者（以下この条において「一級障害児」という。）を養育する者に支給する場合 百十七万四千八百円

ロ 別表第一に定める二級の障害の状態にある十八歳未満の者（以下この条において「二級障害児」という。）を養育する者に支給する場合 九十三万九千六百円

二 前号に掲げる場合以外の場合 次のイ又はロに掲げる区分に従い、それぞれイ又はロに定める額

イ 一級障害児を養育する者に支給する場合 百五十万九千六百円

ロ 二級障害児を養育する者に支給する場合 百二十万七千二百円

3 5 (略)

(A類疾病に係る定期の予防接種等に係る障害年金)

第十三条 (略)

2 法第十六条第一項第三号の規定による障害年金の額は、次の各

号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 第三項臨時予防接種を受けたことにより障害の状態にある者に支給する場合 次のイからハまでに掲げる区分に従い、それぞれイからハまでに定める額

イ 別表第二に定める一級の障害の状態にある十八歳以上の者（以下「一級障害者」という。）に支給する場合 三百七十
四万千六百円

ロ 別表第二に定める二級の障害の状態にある十八歳以上の者（以下「二級障害者」という。）に支給する場合 二百九十
九万四千円

ハ 別表第二に定める三級の障害の状態にある十八歳以上の者（次号ハにおいて「三級障害者」という。）に支給する場合 二百二十四万四千円

二 前号に掲げる場合以外の場合 次のイからハまでに掲げる区分に従い、それぞれイからハまでに定める額

イ 一級障害者に支給する場合 四百八十一万八百円

ロ 二級障害者に支給する場合 三百八十四万九千六百円

ハ 三級障害者に支給する場合 二百八十八万六千円

3 5 (略)

(死亡一時金)

第十七条 (略)

2・3 (略)

4 死亡一時金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 第三項臨時予防接種を受けたことにより障害の状態にある者に支給する場合 次のイからハまでに掲げる区分に従い、それぞれイからハまでに定める額

イ 別表第二に定める一級の障害の状態にある十八歳以上の者（以下「一級障害者」という。）に支給する場合 三百七十
五万三千六百円

ロ 別表第二に定める二級の障害の状態にある十八歳以上の者（以下「二級障害者」という。）に支給する場合 三百万二
千四百円

ハ 別表第二に定める三級の障害の状態にある十八歳以上の者（次号ハにおいて「三級障害者」という。）に支給する場合 二百二十五万二千四百円

二 前号に掲げる場合以外の場合 次のイからハまでに掲げる区分に従い、それぞれイからハまでに定める額

イ 一級障害者に支給する場合 四百八十二万五千二百円

ロ 二級障害者に支給する場合 三百八十六万四百円

ハ 三級障害者に支給する場合 二百八十九万六千八百円

3 5 (略)

(死亡一時金)

第十七条 (略)

2・3 (略)

4 死亡一時金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 第二項第一号に掲げる場合 次のイ又はロに掲げる区分に従い、それぞれイ又はロに定める額

イ 第二項第一号イに掲げる者に支給する場合 三千二百七十万円

ロ (略)

二 第二項第二号に掲げる場合 四千二百十万円

5・6 (略)

(A類疾病に係る定期の予防接種等に係る葬祭料)

第十八条 法第十六条第一項第五号の規定による葬祭料の額は、二十万六千円とする。

(B類疾病に係る定期の予防接種に係る障害年金)

第二十一条 (略)

2 法第十六条第二項第三号の規定による障害年金の額は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 別表第二に定める一級の障害の状態にある者 二百六十七万二千四百円

二 別表第二に定める二級の障害の状態にある者 二百十三万八千四百円

(遺族年金)

第二十四条 (略)

2・4 (略)

5 遺族年金の額は、二百三十三万七千六百円とする。

一 第二項第一号に掲げる場合 次のイ又はロに掲げる区分に従い、それぞれイ又はロに定める額

イ 第二項第一号イに掲げる者に支給する場合 三千二百八十万円

ロ (略)

二 第二項第二号に掲げる場合 四千二百二十万円

5・6 (略)

(A類疾病に係る定期の予防接種等に係る葬祭料)

第十八条 法第十六条第一項第五号の規定による葬祭料の額は、二十万千円とする。

(B類疾病に係る定期の予防接種に係る障害年金)

第二十一条 (略)

2 法第十六条第二項第三号の規定による障害年金の額は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 別表第二に定める一級の障害の状態にある者 二百六十八万八千円

二 別表第二に定める二級の障害の状態にある者 二百十四万四千四百円

(遺族年金)

第二十四条 (略)

2・4 (略)

5 遺族年金の額は、二百三十四万四千八百円とする。

6・9 (略)

(遺族一時金)

第二十六条 (略)

2 (略)

3 遺族一時金は、次の各号に掲げる場合に支給するものとし、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時遺族年金を受けることができる遺族（当該死亡の当時胎児である子がある場合であつて当時胎児であつた子が出生した場合における当該子を含む。以下この項において同じ。）がないとき、又は遺族年金を受けることができる遺族が遺族年金の支給の請求をしないで死亡した場合において、他に同順位若しくは後順位の遺族年金を受けることができる遺族がないとき 七百一万二千八百円

二 (略)

4・5 (略)

6・9 (略)

(遺族一時金)

第二十六条 (略)

2 (略)

3 遺族一時金は、次の各号に掲げる場合に支給するものとし、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時遺族年金を受けることができる遺族（当該死亡の当時胎児である子がある場合であつて当時胎児であつた子が出生した場合における当該子を含む。以下この項において同じ。）がないとき、又は遺族年金を受けることができる遺族が遺族年金の支給の請求をしないで死亡した場合において、他に同順位若しくは後順位の遺族年金を受けることができる遺族がないとき 七百三万四千四百円

二 (略)

4・5 (略)

○予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令（昭和五十二年政令第十七号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 （従前の予防接種による健康被害の救済に関する給付） 第二条 予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による給付については予防接種法第十六条第一項並びに予防接種法施行令第八条から第十八条まで、第二十九条及び第三十条、当該給付の都道府県の負担については同令第三十一条第二項及び第三項の規定（同法第六条第三項に係る部分を除く。）の例による。この場合において、同令第十三条第二項第二号中「定める額」とあるのは「定める額（予防接種による健康被害の救済に関する従前の措置として行われた給付であつて厚生労働大臣の定めるもの（以下「従前の給付」という。）を受け、かつ、法第十六条第一項第三号の規定による障害年金の支給期間が十六年に満たない者に係るときは、当該額から調整額（その者に係る従前の給付の額とその給付の事由が生じた日とに応じて厚生労働大臣が定める額（以下「調整基礎額」という。）につき、その者が従前の給付を受けた日から初めて同号の規定による障害年金の支給を受ける日までの期間の年数（その年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に応じ、年五パーセントの利率による複利法によつて計算した元利合計額について、利率を年五パーセントとし、償還期間を十五年間とする元利	附 則 （従前の予防接種による健康被害の救済に関する給付） 第二条 予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による給付については予防接種法第十六条第一項並びに予防接種法施行令第八条から第十八条まで、第二十九条及び第三十条、当該給付の都道府県の負担については同令第三十一条第二項及び第三項の規定（同法第六条第三項に係る部分を除く。）の例による。この場合において、同令第十三条第二項第二号中「定める額」とあるのは「定める額（予防接種による健康被害の救済に関する従前の措置として行われた給付であつて厚生労働大臣の定めるもの（以下「従前の給付」という。）を受け、かつ、法第十六条第一項第三号の規定による障害年金の支給期間が十六年に満たない者に係るときは、当該額から調整額（その者に係る従前の給付の額とその給付の事由が生じた日とに応じて厚生労働大臣が定める額（以下「調整基礎額」という。）につき、その者が従前の給付を受けた日から初めて同号の規定による障害年金の支給を受ける日までの期間の年数（その年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に応じ、年五パーセントの利率による複利法によつて計算した元利合計額について、利率を年五パーセントとし、償還期間を十五年間とする元利

均等年賦償還の方法により償還するものとして計算した一年当たりの額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）をいう。以下同じ。）を控除して得た額」と、同条第三項中「前項」とあるのは「予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令（昭和五十二年政令第十七号）附則第二条の規定により読み替えられた前項」と、同条第五項中「前三項の規定により算定した額」とあるのは「予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令附則第二条の規定により読み替えられた前三項の規定により算定した額」と、同令第十七条第四項第二号中「四千二百二十万円」とあるのは「四千二百二十万円」（従前の給付を受けた者が法第十六条第一項第三号の規定による障害年金の支給を受けることなく死亡したときは、当該額から調整基礎額について従前の給付を受けた日から死亡した日までの年数（その年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に応じて年五パーセントの利率による複利法によつて計算した元利合計額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を控除して得た額」と、同条第五項中「死亡した者」とあるのは「死亡した者（従前の給付を受けた者を除く。）」と、「とする」とあるのは「とし、予防接種を受けたことにより死亡した者が従前の給付を受け、かつ、同号の規定による障害年金の支給を受けたことがあるときは、当該額から、十五年から同号の規定による障害年金を受けていた期間の年数を控除した年数（その年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に相当する期間（以下「調整残期間」という。）の各年の調整額を年五パーセン

均等年賦償還の方法により償還するものとして計算した一年当たりの額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）をいう。以下同じ。）を控除して得た額」と、同条第三項中「前項」とあるのは「予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令（昭和五十二年政令第十七号）附則第二条の規定により読み替えられた前項」と、同条第五項中「前三項の規定により算定した額」とあるのは「予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令附則第二条の規定により読み替えられた前三項の規定により算定した額」と、同令第十七条第四項第二号中「四千二百二十万円」とあるのは「四千二百二十万円」（従前の給付を受けた者が法第十六条第一項第三号の規定による障害年金の支給を受けることなく死亡したときは、当該額から調整基礎額について従前の給付を受けた日から死亡した日までの年数（その年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に応じて年五パーセントの利率による複利法によつて計算した元利合計額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を控除して得た額」と、同条第五項中「死亡した者」とあるのは「死亡した者（従前の給付を受けた者を除く。）」と、「とする」とあるのは「とし、予防接種を受けたことにより死亡した者が従前の給付を受け、かつ、同号の規定による障害年金の支給を受けたことがあるときは、当該額から、十五年から同号の規定による障害年金を受けていた期間の年数を控除した年数（その年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に相当する期間（以下「調整残期間」という。）の各年の調整額を年五パー

トの利率による複利現価法によつて調整残期間の最初の年から当該各年までのそれぞれの期間に応じて割り引いた額の合計額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を控除して得た額とする」と読み替えるものとする。

セントの利率による複利現価法によつて調整残期間の最初の年から当該各年までのそれぞれの期間に応じて割り引いた額の合計額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を控除して得た額とする」と読み替えるものとする。

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令（平成二十一年政令第二百七十七号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（医療手当） 第三条（略） 一 その月において前条第二項第一号から第四号までに規定する医療（同項第五号に規定する医療に伴うものを除く。以下同じ。）を受けた日数が三日以上の場合 <u>三万五千二百円</u> 二 その月において前号に規定する医療を受けた日数が三日未満の場合 <u>三万三千二百円</u> 三 その月において前条第二項第五号に規定する医療を受けた日数が八日以上の場合 <u>三万五千二百円</u> 四 その月において前号に規定する医療を受けた日数が八日未満の場合 <u>三万三千二百円</u> 2 同一の月において前条第二項第一号から第四号までに規定する医療と同項第五号に規定する医療とを受けた場合にあっては、その月分の医療手当の額は、前項の規定にかかわらず、<u>三万五千二百円</u>とする。 3 （略） （障害児養育年金） 第四条（略）	（医療手当） 第三条（略） 一 その月において前条第二項第一号から第四号までに規定する医療（同項第五号に規定する医療に伴うものを除く。以下同じ。）を受けた日数が三日以上の場合 <u>三万五千三百円</u> 二 その月において前号に規定する医療を受けた日数が三日未満の場合 <u>三万三千三百円</u> 三 その月において前条第二項第五号に規定する医療を受けた日数が八日以上の場合 <u>三万五千三百円</u> 四 その月において前号に規定する医療を受けた日数が八日未満の場合 <u>三万三千三百円</u> 2 同一の月において前条第二項第一号から第四号までに規定する医療と同項第五号に規定する医療とを受けた場合にあっては、その月分の医療手当の額は、前項の規定にかかわらず、<u>三万五千三百円</u>とする。 3 （略） （障害児養育年金） 第四条（略）

2 法第四条第二号の障害児養育年金（以下「障害児養育年金」という。）の額は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 別表に定める一級の障害の状態にある十八歳未満の者（第四項において「一級障害児」という。）を養育する者 百十六万八千八百円

二 別表に定める二級の障害の状態にある十八歳未満の者（第四項において「二級障害児」という。）を養育する者 九十三万六千円

3 5 (略)

(障害年金)

第五条 (略)

2 法第四条第三号の障害年金（以下「障害年金」という。）の額は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 別表に定める一級の障害の状態にある十八歳以上の者（以下この条において「一級障害者」という。） 三百七十四万千六百円

二 別表に定める二級の障害の状態にある十八歳以上の者（以下この条において「二級障害者」という。） 二百九十九万四千円

3 5 (略)

(遺族年金)

2 法第四条第二号の障害児養育年金（以下「障害児養育年金」という。）の額は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 別表に定める一級の障害の状態にある十八歳未満の者（第四項において「一級障害児」という。）を養育する者 百十七万四千八百円

二 別表に定める二級の障害の状態にある十八歳未満の者（第四項において「二級障害児」という。）を養育する者 九十三万九千六百円

3 5 (略)

(障害年金)

第五条 (略)

2 法第四条第三号の障害年金（以下「障害年金」という。）の額は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 別表に定める一級の障害の状態にある十八歳以上の者（以下この条において「一級障害者」という。） 三百七十五万三千六百円

二 別表に定める二級の障害の状態にある十八歳以上の者（以下この条において「二級障害者」という。） 三百万二千四百円

3 5 (略)

(遺族年金)

第八条 (略)	第八条 (略)
2 3 4 (略)	2 3 4 (略)
5 遺族年金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。	5 遺族年金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。
一 第一項第一号に掲げる者に支給する場合 三百二十七万円	一 第一項第一号に掲げる者に支給する場合 三百二十八万円
二 (略)	二 (略)
6 3 10 (略)	6 3 10 (略)
(葬祭料)	(葬祭料)
第十二条 法第四条第五号の葬祭料（以下「葬祭料」という。）の額は、二十万六千円とする。	第十二条 法第四条第五号の葬祭料（以下「葬祭料」という。）の額は、二十万千円とする。
2 (略)	2 (略)